

## 参考資料

---

- 行為の制限(景観形成基準)における指導指針に示した色彩の色見本 参-1
- 各種制度の解説 参-4
- 先人たちが詠んだ勝山の景観 参-8
- 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのジオサイト 参-10
- 勝山市の文化財 参-12
- 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業 参-15
- 勝山市景観計画改定の経緯 参-19
- 勝山市景観審議会委員名簿 参-19

○ 行為の制限（景観形成基準）P56、58 における指導指針に示した色彩の色見本

※印刷に付き、実際の色とは異なります。

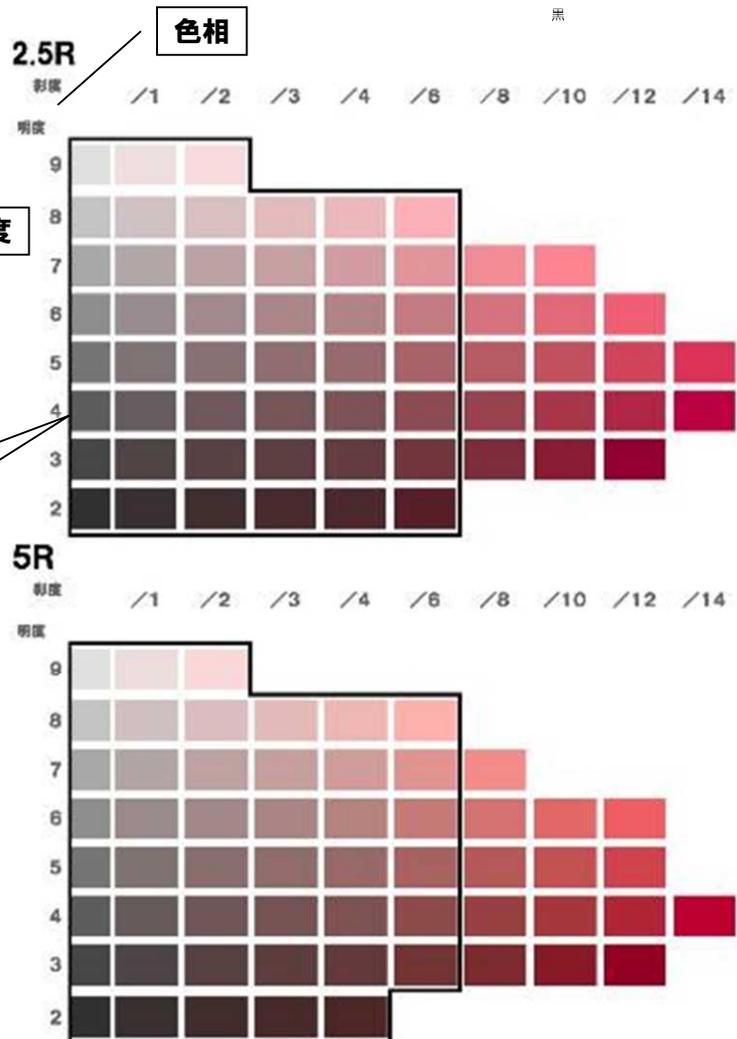
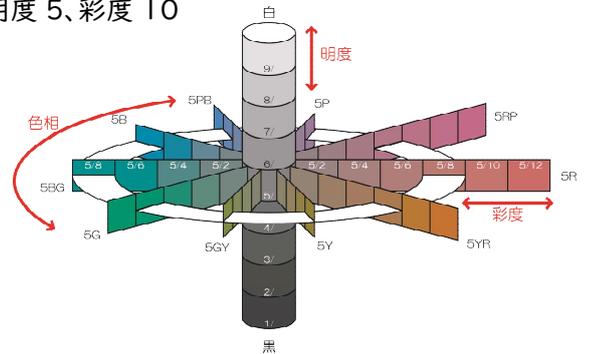
JIS標準色票 光沢版【第8版(JIS Z 8721 準拠)】を基に作成

日本規格協会 JIS 色票委員会

監修／発行：(財)日本規格協会／製作：(財)日本色彩研究所

<マンセル値・色彩の三属性について>

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色(橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
- ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
- ・マンセル値 5G 5/10(ご・じー・ごのじゅう)は、色相 5G、明度 5、彩度 10

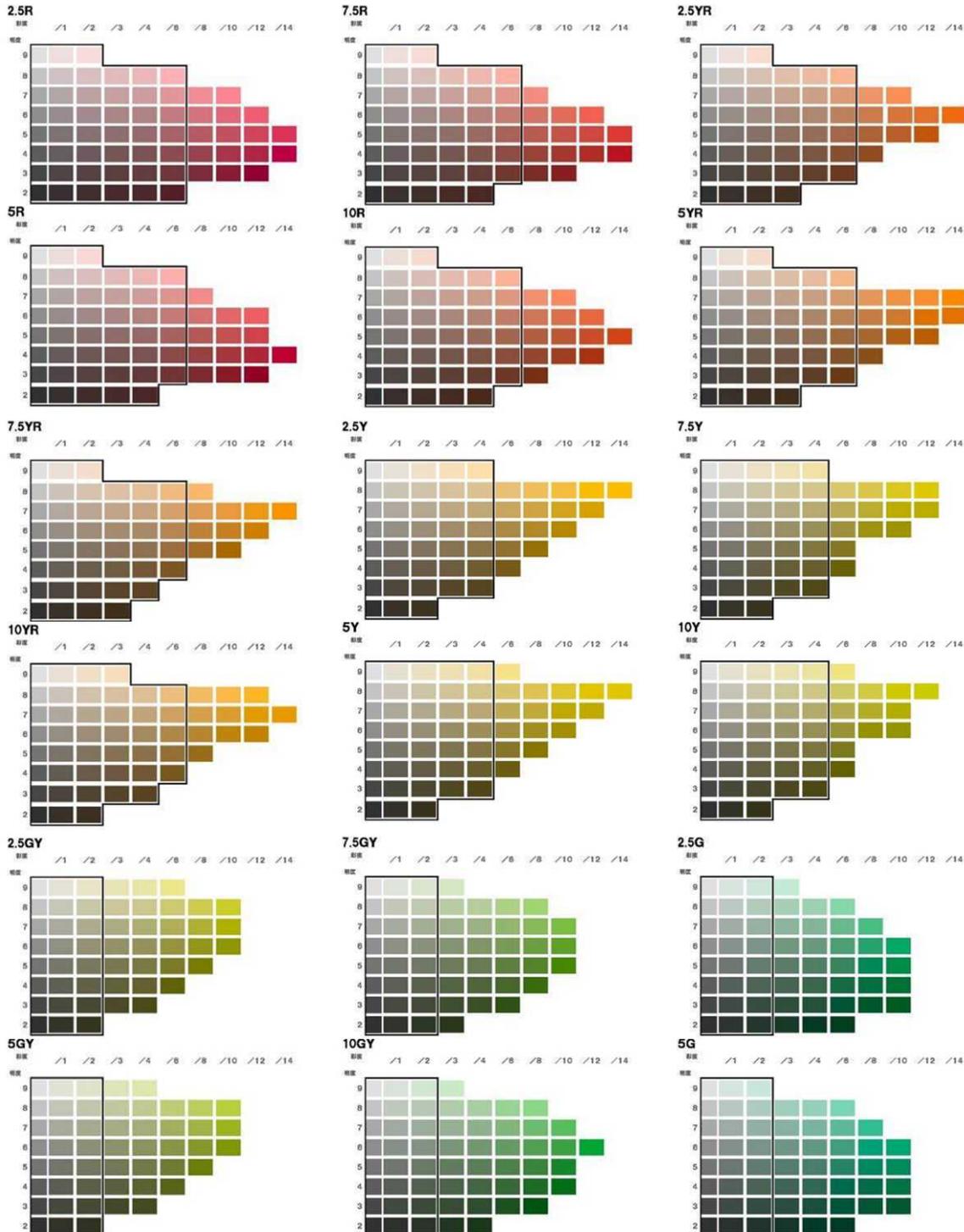


色相 2.5Rの場合、彩度 6 以下の色彩(勝山市内で使用できる色彩)の範囲は黒枠の中の色彩です。

勝山市景観計画区域内(市全体)の大規模建築物等の色彩基準は以下の通りです。(明度の指定はありません。)

それぞれの色相ごとに、黒枠内の色彩について、外壁等に使用することができます。

色相	彩度
R(赤)、YR(橙)系	6以下
Y(黄色)系	4以下
その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)	2以下





## ○ 各種制度の解説

### ① 用途地域（都市計画法第 8 条・建築基準法第 48 条）

市街地における土地利用の整序を目的として定められる地域地区制度で、土地利用に関わる都市計画の最も基本となる制度です。

12 種類の用途地域があり、それぞれの地域ごとに、建築することができる建築物又は建築してはならない建築物の用途、建ぺい率や容積率が定められています。また、用途地域の種類によっては、建築物の最高の高さや壁面の位置が指定されています。

また、用途地域が定められている地域については、特別用途地区、用途地域が定められていない地域については、特定用途制限地域といった上乗せ制度があります。用途の制限のほか、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して制限することができます。

特別用途地区	・地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護など、特別の目的の実現を図るために、用途地域を補完して定める制度です。
特定用途制限地域	・用途地域外における良好な環境の維持・形成を図るため、特定の建築物の用途を制限する制度です。

### ② 開発許可制度（都市計画法第 29 条）

無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るため、宅地に必要な公共施設の整備を義務付けるなど、周辺環境に配慮し、一定の水準が確保された宅地造成などの開発行為を誘導する制度です。

開発許可を受けた区域内においては、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築すること及び、改築又は用途変更により予定建築物等以外とすることは不可能とされており、土地の転売などに伴う問題が生じないような仕組みとなっています。

### ③ 農業振興地域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条）

知事が指定する「農業振興地域」において、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後概ね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。

農用地区域内の農地を農地以外のものに利用する場合は、農用地区域からその土地を除外した上で、農地法による転用許可を受ける必要があります。

④ 地区計画（都市計画法第 12 条の 5）

地区計画は、一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する地区であり、建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限や、道路や公園などの公共施設などの配置を一体として定めることができます。

地区計画は、市民に密着した身近なまちづくり手法の一つであり、その目標や基準などについては、地区内の市民と一緒に決めていきます。



地区計画の活用イメージ(出典:国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課ホームページ)

⑤ 建築協定（建築基準法第 69 条）

建築物を建築する場合には、建築基準法などで、用途、構造などいろいろな基準が定められていますが、それらは一律の基準であり、地域に応じた住みよい環境づくり、個性あるまちづくりをするためには、必ずしも十分とは言えません。

そこで、地域の住民が話し合い、全員の同意のもとに建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。

建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市長の許可が必要です。開発者が1人で協定を結ぶ「1人協定」という制度もあります。



住宅地における建築協定の活用イメージ(出典:福井県 都市計画課ホームページ)

⑥ 緑地協定（都市緑地法第 45 条）

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市長の許可を受けたものをいいます。

一定の手続に基づいて協定が締結された後においては、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶことになります。



自主ルールにより緑化された住宅地の例(福井市)

⑦ 福井県屋外広告物条例（屋外広告物法）

屋外広告物とは、広告板や広告塔、壁面や屋上広告、電柱広告など、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいいます。

福井県では、大野市を除く県内全ての市町を対象とした屋外広告物条例を制定しており、禁止物件や禁止広告物、禁止地域などを定めています。

広告物を表示（設置）しようとする場合には、市長の許可を受ける必要があります。

屋外広告物に関する規制は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的としています。

⑧ 風致地区（都市計画法第8条）

良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めます。

地区内においては、建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為についての基準が定められます。

⑨ 国定公園（自然公園法）

国立公園・国定公園は、日本を代表する風景地及びそれに準じた地域で、いずれも環境省が指定したものです。

特別保護地区、特別地域、普通地域に区分され、それぞれの地域ごとに一定の行為の禁止、制限が行われており、建物を建てたり、土地造成などを行う場合には、県知事の許可もしくは届出が必要です。

⑩ 林地開発許可制度（森林法）

森林の資源や機能を保全し、健全で豊かな森林をつくることを目的とするもので、伐採しようとする森林が地域森林計画対象民有林に指定されている場合、市に対し伐採届を提出する必要があります（勝山市の場合は、国有林以外のすべての森林で保安林を除く民有林）。また、森林を伐採し、住宅、畑、駐車場、資材置場等にする行為面積が1haを超える場合は林地開発行為となり、県への許可申請が必要になり、行為面積が、0.1ha以上1.0ha以下の場合は、県へ協議書を提出する必要があります。

⑪ 保安林制度（森林法）

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、森林の持つ保安機能を維持増進するための制度であり、勝山市では、各地区にわたって5,469haが指定されている。

保安林に指定された区域では、面積にかかわらず、森林の伐採や土地の形質を変えようとする場合は、県の許可が必要となります。

⑫ 史跡、名勝、天然記念物（文化財保護法）

動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域などで、学術上価値の高いものについて国又は地方自治体が指定します。このうち、特に重要なものは特別天然記念物に指定されます。

国の天然記念物に指定されたものは、荒らされたり、傷つけられたりすることがないように、文化庁長官の許可がなければ採集や樹木の伐採を行うことができません。

⑬ 文化的景観、重要文化的景観（文化財保護法）

文化的景観とは、景観法の制定に合わせて、文化財保護法の改定により設けられた制度で、地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観を文化財として位置付ける制度です。

景観計画区域や景観地区内にある文化的景観のうち、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として文部科学大臣が選定します。

⑭ 登録文化財制度（文化財保護法）

文化財として指定するものには、有形・無形・民俗文化財、記念物、伝統的建造物群があり、勝山市内においても、えちぜん鉄道勝山駅本屋、えちぜん鉄道勝山駅ホーム待合所、深谷家住宅洋館、旧料亭花月楼、料亭板甚蔵座敷など、数多くの文化財が指定されています。



登録された文化財に配布されるプレート

登録文化財は、平成8年の文化財保護法の改正により新たに設けられた制度で、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」などについて登録することができます。

指定文化財とは異なり、外観を大きく変えなければ内部を改装・改造することもできるなど、文化財の自由な活用を前提とした緩やかな保護のシステムと言えます

## ○ 先人たちが詠んだ勝山の景観

江戸時代の人々は、日本各地で10世紀に中国の王朝で選ばれた「瀟湘八景」を倣い、地域の名所を選び、絵画の題材としたり、詩歌を詠み、地域特有の景観を楽しみました。最近では、地域住民の愛着を高めるためや、観光客への名所紹介のためにも選定されており、八景以外にも、十景や十二景など広がりを見せています。

### <江戸時代>

小笠原家の菩提寺である開善寺から、勝山城主であった小笠原長教が詠んだ「勝山十二景」の詩歌が見つかっています。



小笠原長教が詠った勝山十二景の木額(市指定文化財)

### <幕末から明治の初め>

下記のような勝山八景が選ばれ、大野郡誌に掲載されています。

表参1.「勝山八景」一覧

	勝山八景	説明
1	師山の秋月	大師山の秋の月
2	菩提林の夜雨	平泉寺白山神社に通じる菩提林の夜の雨
3	龍川の垂釣	九頭竜川の鮎漁で互いに獲物を競う様子
4	三角の螢火	まちから片瀬にいたる途中の野原に螢が飛び交う景色
5	鶴峯の残雪	越前甲(大日山)の残雪にみられる鶴に似た雪形
6	義宣寺の晚鐘	老杉に囲まれた境内から漏れる、風情のある鐘の音
7	庚申野の春色	庚申野とは、沢町付近の田地の春の景色
8	鵜の嶋の渡	九頭竜川の渡し船の風景

<平成>

勝山市は、平成7年(1995)3月策定の「まちづくり景観条例」と合わせて、一般公募による平成勝山十景を選定し公表しました。

表参2.「平成勝山十景」一覧

	平成勝山十景	説明
1	平泉寺	白山信仰の中心として栄えたまち
2	越前大仏・五重の塔	昭和62年(1987)5月、開眼落慶
3	弁天桜	福井県でも指折りの桜の名所
4	加越国境と白山	ミズバショウの群生地で白山を眺望することができる
5	九頭竜川	県内最大の河川で鮎の漁場としても著名
6	法恩寺山リゾートからの眺望	九頭竜川に沿って勝山市のほぼ全景を眺めることができる
7	勝山左義長	春を呼ぶ奇祭、五穀豊穰と鎮火を祈願するまつり
8	越前甲(大日山)	武将が用いた兜に似ている
9	岩屋の大杉	福井県最大の巨木であり、そのすごさに圧倒される
10	弁ヶ滝と紅葉	秋の紅葉の頃が素晴らしい



平泉寺白山神社



越前大仏・五重の塔



弁天桜



加越国境(大長山)と白山



九頭竜川



法恩寺山リゾートからの眺望



勝山左義長 どんど焼き



越前甲(大日山)



岩屋の大杉



弁ヶ滝

○ 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのジオサイト

参表 3.恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのジオサイト一覧

番号	サイト名	名 称
1	ジオサイト※ <sup>1</sup>	恐竜化石発掘地
2	ジオサイト	福井県立恐竜博物館
3	ジオサイト	不動滝（手取層群露頭）
4	ジオサイト	足羽層群大道谷層露頭
5	ジオサイト	皿川の片麻岩露頭
6	ジオサイト	堀名銀山跡
7	ジオサイト	松ヶ崎の赤岩
8	ジオサイト	岩屋の胎内くぐり岩（面谷流紋岩の岩塊）
9	ジオサイト	下荒井の九頭竜川河床
10	ジオサイト	大鷲滝（糸生累層露頭）
11	ジオサイト	八反滝（大日火山溶岩露頭）
12	ジオサイト	牛ヶ谷の植物化石産出地（牛ヶ谷層露頭）
13	ジオサイト	夫婦滝
14	ジオサイト	芳野ヶ原溶岩台地
15	ジオサイト	弁ヶ滝
16	ジオサイト	御堂之滝
17	ジオサイト	釣鐘岩
18	ジオサイト	浄土寺川ダム周辺の法恩寺火山・経ヶ岳火山噴出物
19	ジオサイト	神谷の滝
20	ジオサイト	越前甲（大日山火山）
21	ジオサイト	タラタラ山の湧水
22	ジオサイト	カクマ石採石場跡地
23	ジオサイト	保月山
24	ジオサイト	大矢谷白山神社の巨大岩塊
25	ジオサイト	弁財天川河床岩塊
26	ジオサイト	赤尾の流れ山群
27	ジオサイト	壁倉の侵食崖（樫ヶ壁）
28	ジオサイト	河岸段丘（七里壁）
29	ジオサイト	大清水
30	ジオサイト	神谷の水

番号	サイト名	名 称
31	ジオサイト	高尾岳の雪崩痕
32	ジオサイト	大滝
33	ジオサイト・文化サイト※2	堀名石灰山
34	ジオサイト・文化サイト	細野口鉱山跡
35	ジオサイト・文化サイト	村岡山と村岡山城跡
36	ジオサイト・文化サイト	三室山と三室遺跡
37	ジオサイト・文化サイト	雄岩・雌岩と享保大洪水供養碑
38	ジオサイト・文化サイト	横倉の雪崩供養碑
39	ジオサイト・自然サイト※3	池ヶ原湿原と地すべり地形
40	自然サイト	谷のブナ林
41	自然サイト	温川のバイカモ
42	自然サイト	北谷町のミチノクフクジュソウ群生地
43	自然サイト	バンビラインのカタクリ群落
44	自然サイト	岩屋の大杉
45	自然サイト	取立山火山のミズバショウ群生地
46	自然サイト	西光寺の大杉
47	自然サイト・文化サイト	西光寺城跡
48	自然サイト・文化サイト	伊良神社（谷城跡）とケヤキ群落
49	自然サイト	赤尾のため池群
50	文化サイト	はたや記念館ゆめおーれ勝山
51	文化サイト	弁天堤防と弁天桜
52	文化サイト	野津又城跡
53	文化サイト	北谷町小原集落の古民家群
54	文化サイト	壇ヶ城
55	自然サイト・文化サイト	白山平泉寺旧境内と社叢林
56	ビューポイント	白山と九頭竜川の風景
57	文化財	国・県・市指定文化財 (勝山市文化財補助金の対象となる事業を除く)

※1 ジオサイト:地質・地形として価値があるもの

※2 自然サイト:ジオサイト以外の自然で価値があるもの

※3 文化サイト:歴史・民族・信仰・建築などとして価値があるもの

○ 勝山市の文化財

参表 4.勝山市の文化財一覧

区分	番号	分類	種別	名称	指定年月日	所在地
国指定	1	有形文化財	建造物	木下家住宅付普請関係文書六点	H22.6.29	北郷町伊知地 5-3
	2	記念物	史跡	白山平泉寺旧境内 (旧白山平泉寺城址)	H9.3.10 (S10.8.27)	平泉寺町平泉寺
	3	〃	名勝	旧玄成院庭園	S5.10.3	平泉寺町平泉寺
	4	〃	天然記念物	アラレガコ生息地	S10.6.7	九頭竜川(勝山市)
	5	〃	〃	勝山恐竜化石群及び産地	H29.2.9	村岡町、北谷町
国登録	1	有形文化財	建造物	えちぜん鉄道勝山駅本屋	H16.2.17	遅羽町比島 25-11
	2	〃	〃	えちぜん鉄道勝山駅 ホーム待合所	H16.2.17	遅羽町比島 25-11
	3	〃	〃	深谷家住宅洋館	H23.7.25	元町 1 丁目 9-45
	4	〃	〃	旧料亭花月楼(中村家住宅主屋)	H23.7.25	本町 2 丁目 6-21
	5	〃	〃	料亭板甚蔵座敷	H23.7.25	本町 2 丁目 5-13
	6	〃	〃	北谷道具博物館(旧北谷郵便)	H31.3.29	北谷町谷 87 字中手外地 7-1
	7	〃	〃	谷集会場	H31.3.29	北谷町谷 87 字中手外地 6
県指定	1	有形文化財	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	S52.6.17	平泉寺町平泉寺 56-66
	2	〃	〃	銅造地蔵菩薩立像	S52.6.17	平泉寺町平泉寺 56-66
	3	〃	〃	木造聖観音菩薩立像	H29.3.31	平泉寺町平泉寺 64-57
	4	記念物	史跡	三室遺跡(縄文時代)	S28.3.19	遅羽町嶗崎
	5	民俗文化財	無形	勝山左義長	H20.2.22	市内 13 区
	6	記念物	名勝	平野氏庭園	H28.3.25	野向町深谷 26-28
市指定	1	有形文化財	建造物	旧成器堂講堂	S41.10.26	元町 1 丁目 19-24
	2	〃	〃	旧成器堂門	S47.4.21	郡町 2 丁目 5-20
	3	〃	〃	旧成器堂土蔵	S47.4.21	郡町 2 丁目 5-20
	4	〃	〃	旧成器堂演武寮	S47.4.21	荒土町布市
	5	〃	〃	旧備荒倉	S47.4.21	平泉寺町平泉寺 115-1
	6	〃	〃	左義長櫓	H7.1.17	上袋田区、上長洲区、 下長洲区
	7	〃	〃	はたや記念館ゆめおれ勝山	H18.12.4	昭和町 1 丁目
	8	〃	〃	比良野家離れ座敷	H21.9.2	野向町竜谷 51-24
		〃	〃	比良野家長屋門	H21.9.2	野向町竜谷 51-24
	9	〃	絵画	平泉寺の絵馬十六枚	S54.4.5	平泉寺町平泉寺 56-63(平泉寺白山神社)
	10	〃	〃	紙本淡彩 小笠原貞信拾得図	H3.1.8	野向町竜谷 51-24
	11	〃	彫刻	石像 不動明王像	S47.4.21	北谷町谷 168 大西谷 7
	12	〃	〃	木造 如意輪観音菩薩坐像	H3.1.18	沢町 2 丁目(光明院)
	13	〃	〃	銅造 旧成器堂講堂孔子像	H3.1.18	元町 1 丁目 5-6
	14	〃	工芸品	毘沙門の金燈籠	S50.10.15	本町 2 丁目 96 字 20 (毘沙門境内)
	15	〃	〃	小笠原長守雅印	H3.1.18	元町 1 丁目 17-8
	16	〃	書跡	連歌懐紙	S60.5.7	元町 1 丁目 10-37
17	〃	〃	藩侯藩士等書跡屏風	S60.5.7	元町 1 丁目 10-37	

区分	番号	分類	種別	名称	指定年月日	所在地	
市指定	18	有形文化財	書跡	小笠原貞信徒然草残簡	S60.5.7	元町1丁目5-6	
	19	〃	〃	小笠原長教勝山十二景木額	S60.5.7	元町1丁目5-6	
	20	〃	〃	紙本墨書 小笠原貞信七言古詩	H3.1.18	野向町竜谷51-24	
	21	〃	〃	小笠原貞信和歌短冊	H3.1.18	本町2丁目2-24	
	22	〃	古文書	斎藤甚右衛門家文書1括	S54.4.5	北谷町河合20-21	
	23	〃	〃	小笠原一玄書状	S60.5.7	元町1丁目10-37	
	24	〃	〃	小笠原貞信・信辰寄進状	S60.5.7	元町2丁目1-13	
	25	〃	〃	野木加右衛門書状	H3.1.18	沢町1丁目4-29	
	26	〃	〃	元禄時代勝山町図	H26.7.10		
	27	〃	〃	松平光寄進状、松平直基安堵状、 松平成政安堵状	H31.2.7		
	28	〃	考古資料	御物石器	S47.4.21	元町1丁目5-6	
	29	〃	〃	押型文尖底深鉢形土器	S54.4.5	元町1丁目5-6	
	30	〃	〃	深鉢型土器	S54.4.5	元町1丁目5-6	
	31	〃	〃	槍先形尖頭器	H3.1.18	元町1丁目5-6	
	32	〃	歴史資料	備荒倉扁額二面	S47.4.21	滝波町3丁目1103 平泉寺町平泉寺115-1	
	33	〃	〃	小笠原礼法版木	S50.10.15	永平寺町せせらぎ201-1	
	34	〃	〃	勝山製糸場扁額	S54.4.5	元町1丁目9-5	
	35	〃	〃	成器堂扁額	S54.4.5	元町3丁目10-38	
	36	〃	〃	新建成器堂記扁額	S54.4.5	昭和町1丁目6-81	
	37	〃	〃	比良野帰雲坊の蔵書と遺品	S60.5.7	野向町竜谷51-24	
	38	〃	〃	旧中尾発電所第1号発電機	H7.1.17	昭和町1丁目	
	39	〃	書画	歴代藩侯書画	S60.5.7	元町1丁目10-37	
	40	民俗文化財	有形	無尽さん	S47.4.21	野向町北野津又142字1-1	
	41	〃	〃	いざり機・パタン機	S50.10.15	元町1丁目9	
	42	〃	〃	糸繰り機	S63.2.10	元町1丁目1-1	
	43	〃	〃	機業製品	(1)絹紋倫子織物	S56.4.7	元町1丁目9
					(2)KKクレープ		元町1丁目9
					(3)人絹生機織物見本帳		元町1丁目9
					(4)絹細紋付羽織 男物		栄町3丁目4-5
					(5)絹袖袷着物(上羽織)		元町1丁目9
					(6)絹袖袷着物(ハ掛づき)		旭町2丁目1-16
					(7)絹金紗長襦袢		旭町2丁目1-16
					(8)絹柄織茶羽織		元町1丁目9
44	〃	無形	長柄節	S44.8.20			
45	〃	〃	滝波のお面さん祭り	S44.8.20	村岡町滝波		
46	〃	〃	谷のお面さん祭り	S44.8.20	北谷町谷		
47	〃	〃	観音さまのおすすめ	S44.8.20	遅羽町北山		
48	〃	〃	走りやんこ	S56.4.7			
49	記念物	旧跡	渡船場	(1)小舟渡	S41.10.26	北郷町森川地籍	
				(2)比島の渡		遅羽町比島～村岡町滝波地籍	
				(3)鶉の島渡		遅羽町比島～本町地籍	
				(4)筥の渡		平泉寺町大渡～遅羽町下荒井地籍	
50	〃	史跡	泰澄母の墓所石塔五基	S47.4.21	下毛屋8-3		
51	〃	〃	柴田監物墓	S47.4.21	北谷町河合		
52	〃	〃	小笠原家累代廟所	S50.10.15	沢町1丁目2-3(開善寺境内)		
53	〃	〃	平泉寺墓地	S50.10.15	平泉寺町平泉寺157字9		

区分	番号	分類	種別	名称	指定年月日	所在地
市指定	54	記念物	史跡	谷の石畳道	S50.10.15	市道4-11号線内
	55	〃	〃	紅梅塚・桜塚	S50.10.15	野向町竜谷65-10
	56	〃	〃	伊知地古戦場	S56.4.7	畑ヶ塚 北郷町伊知地43 鷲ヶ岳山頂 伊知地93
	57	〃	〃	村岡山城跡	H31.2.7	村岡町寺尾
	58	〃	〃	旧勝山城下域の七里壁	R3.4.13	勝山市栄町3丁目～ 元町2丁目
	59	〃	名勝	龍谷公園	S54.4.5	野向町竜谷48-20 21,45,46,47
	60	〃	天然記念物	西光寺の大杉	S41.10.26	鹿谷町西光寺18-1 (白山神社)
	61	〃	〃	岩屋の大杉	S41.10.26	北郷町岩屋(岩屋観音 堂境内)
	62	〃	〃	法恩寺のねまり杉	S50.10.15	勝山市170字奥山1-38
	63	〃	〃	薬師の大いちょう	S54.4.5	野向町薬師神谷48-1 (白山神社)
	64	〃	〃	化石トリゴニオイデス等包含層	S57.7.5	北谷町杉山川 中野俣52字～杉山13字
	65	〃	〃	片瀬の大杉	S63.2.10	片瀬17-6
	66	〃	〃	伊良神社のケヤキの群生	S63.2.10	北谷町谷87-2
	67	〃	〃	ミチノクフクジュソウ自生地	H3.1.18	北谷町木根橋18-4-1 15-1-1,3,4 18-3-1

○ 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業

表参 4.勝山市歴史的まちなみ景観創出事業 実績一覧

平成18年度～令和3年度

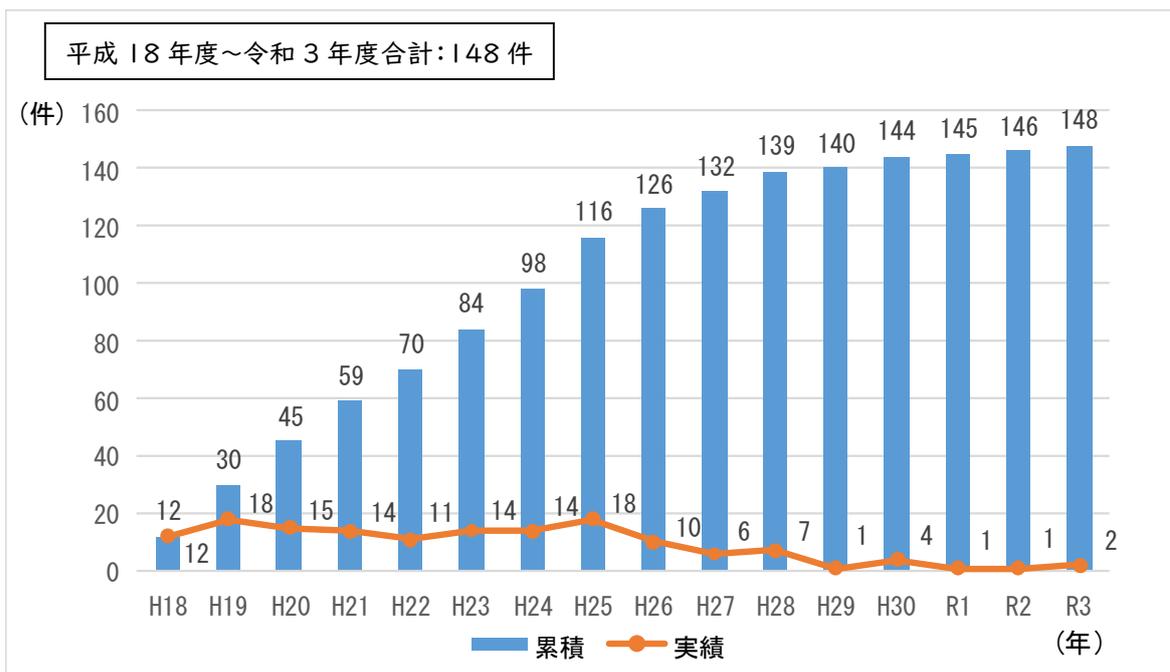
番号	交付年度	所在地	種別
1	H18	本町1丁目	石積みの修景
2	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 土蔵の改修
3	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 伝統的民家の改修
4	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
5	〃	沢町1丁目	堀の修景
6	〃	本町1丁目	歴史的建造物の改修
7	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
8	〃	元町1丁目	一般建築物の修景(新築)
9	〃	本町3丁目	〇推 歴史的建造物の改修
10	〃	本町3丁目	〇推 外部土間の修景
11	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 伝統的民家の改修
12	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 伝統的民家の改修
13	H19	本町2丁目	伝統的民家の改修
14	〃	本町2丁目	〇推 一般建築物の修景
15	〃	本町2丁目	〇推 一般建築物の修景
16	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 一般建築物の修景(新築)
17	〃	本町2丁目	歴史的建造物の改修
18	〃	本町2丁目	〇推 伝統的民家の改修
19	〃	本町3丁目	〇推 一般建築物の修景
20	〃	本町1丁目	土蔵の改修
21	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 伝統的民家の改修
22	〃	本町2丁目	〇推 伝統的民家の改修
23	〃	本町2丁目	一般建築物の修景
24	〃	元町1丁目	外部土間の修景
25	〃	本町2丁目	〇推 一般建築物の修景
26	〃	本町2丁目	〇推 外部土間の修景
27	〃	本町2丁目	〇推 屋外広告物の修景
28	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 伝統的民家の改修
29	〃	本町1丁目	〇推 伝統的民家の改修
30	〃	本町4丁目	門・堀の修景
31	H20	本町2丁目	〇推 土蔵の改修
32	〃	本町4丁目	一般建築物の修景
33	〃	本町2丁目	〇推 外部土間の修景
34	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 伝統的民家の改修
35	〃	本町1丁目	外部土間の修景
36	〃	本町1丁目	一般建築物の修景
37	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 門・堀の修景
38	〃	沢町1丁目	土蔵の改修
39	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
40	〃	本町2丁目	〇推 外部土間の修景
41	〃	本町2丁目	伝統的民家の改修

番号	交付年度	所在地	種別
42	H20	本町3丁目 ○推	伝統的民家の改修
43	//	本町1丁目 ○推	伝統的民家の改修
44	//	本町1丁目 ○推	伝統的民家の改修
45	//	本町3丁目 ○推	伝統的民家の改修
46	H21	本町2丁目 ○推	伝統的民家の改修
47	//	本町4丁目	屋外広告物の修景
48	//	本町2丁目 ○推	伝統的民家の改修
49	//	本町2丁目 ○推	外部土間の修景
50	//	元町2丁目	一般建築物の修景
51	//	本町2丁目 ○推	一般建築物の修景
52	//	平泉寺町平泉寺 ○推	歴史的建造物の改修
53	//	元町1丁目	伝統的民家の改修
54	//	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的建造物の改修
55	//	本町2丁目 ○推	一般建築物の修景
56	//	本町1丁目 ○推	一般建築物の修景(新築)
57	//	本町4丁目 ○推	一般建築物の修景
58	//	本町2丁目 ○推	一般建築物の修景
59	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
60	H22	平泉寺町平泉寺 ○推	歴史的建造物の改修
61	//	荒土町細野口	伝統的民家の改修
62	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
63	//	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的建造物の改修
64	//	元町1丁目	塀の修景
65	//	荒土町堀名中清水	伝統的民家の改修
66	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
67	//	本町1丁目 ○推	塀の修景(新設)
68	//	元町2丁目	歴史的建造物の改修
69	//	沢町1丁目	伝統的民家の改修
70	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
71	H23	鹿谷町保田	伝統的民家の改修
72	//	昭和町1丁目	伝統的民家の改修
73	//	元町1丁目	伝統的民家の改修
74	//	平泉寺町平泉寺 ○推	歴史的建造物の改修
75	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
76	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
77	//	平泉寺町平泉寺 ○推	一般建築物の修景
78	//	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
79	//	滝波町3丁目	伝統的民家の改修
80	//	荒土町細野口	伝統的民家の改修
81	//	平泉寺町平泉寺 ○推	石積みの修景(新設)
82	//	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的民家の改修
83	//	野向町北野津又	伝統的民家・土蔵の改修
84	//	栄町2丁目	伝統的民家の改修

番号	交付年度	所在地	種別
85	H24	平泉寺町平泉寺 ○推	石積みの修景
86	〃	遅羽町蓬生	伝統的民家の改修
87	〃	遅羽町嶗崎	土蔵の改修
88	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	一般建築物の修景(新築)
89	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的民家の改修
90	〃	北市	土蔵の改修
91	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的民家の改修
92	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	歴史的建造物の改修
93	〃	本町3丁目 ○推	一般建築物の修景
94	〃	猪野口	伝統的民家の改修
95	〃	荒土町別所	塀の修景
96	〃	立川1丁目	一般建築物の修景
97	〃	野向町龍谷	土蔵の改修
98	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	一般建築物の修景
99	H25	毛屋町	伝統的民家の改修
100	〃	本町4丁目 ○推	伝統的民家の改修
101	〃	本町2丁目	歴史的建造物の改修
102	〃	荒土町布市	土蔵の改修
103	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	歴史的建造物の改修
104	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的民家の改修
105	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
106	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	土蔵の改修
107	〃	猪野	土蔵の改修
108	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	石積みの修景
109	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	一般建築物の修景(新築)
110	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的民家の改修
111	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	伝統的民家の改修
112	〃	荒土町細野口	伝統的民家の改修
113	〃	元町3丁目	伝統的民家の改修
114	〃	芳野町2丁目 ○推	一般建築物の修景
115	〃	本町2丁目 ○推	一般建築物の修景
116	〃	本町2丁目 ○推	伝統的民家の改修
117	H26	平泉寺町平泉寺 ○推	一般建築物の修景
118	〃	元町1丁目	一般建築物の修景
119	〃	元町1丁目	一般建築物の修景
120	〃	荒土町布市	土蔵の改修
121	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	一般建築物の修景
122	〃	北郷町森川	土蔵の改修
123	〃	元町2丁目	土蔵の改修
124	〃	平泉寺町平泉寺 ○推	塀の修景
125	〃	北郷町東野	一般建築物の修景
126	〃	栄町2丁目	伝統的民家の改修

番号	交付年度	所在地	種別
127	H27	平泉寺町平泉寺	伝統的民家の改修
128	〃	片瀬	伝統的民家の改修
129	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 一般建築物の修景
130	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 土蔵の改修
131	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 歴史的建造物の改修
132	〃	本町1丁目	〇推 一般建築物の修景
133	H28	元町2丁目	歴史的建造物の改修
134	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 石積みの修景
135	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 石積みの修景
136	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 石積みの修景
137	〃	荒土町新保	伝統的民家の改修
138	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 石積みの修景
139	〃	平泉寺町平泉寺	〇推 一般建築物の修景(新築)
140	H29	平泉寺町平泉寺	〇推 土蔵の改修
141	H30	本町2丁目	〇推 門・塀の修景
142	〃	北郷町東野	伝統的民家の改修
143	〃	野向町龍谷	土蔵の改修
144	〃	荒土町北宮地	門・塀の修景
145	R1	平泉寺町平泉寺	〇推 石積みの修景
146	R2	本町2丁目	〇推 伝統的民家の改修
147	R3	平泉寺町平泉寺	〇推 土蔵の改修
148	〃	本町4丁目	〇推 塀の修景(新設)

※「〇推」は、福井県から伝統的民家群活用推進地区に認定された地区を示します。勝山市では、本町通り景観形成地区及び平泉寺区景観形成地区が認定されています。



図参1.勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の累積数及び各年度の実績数

○ 勝山市景観計画改定の経緯

事 項	時 期	備 考
第15回勝山市景観審議会	令和3年12月24日	勝山市長より勝山市景観計画の改定について諮問
第16回勝山市景観審議会	令和4年 5月20日	素案の審議
第17回勝山市景観審議会	令和4年 6月24日	原案の審議
第18回勝山市景観審議会	令和5年 2月20日	原案の審議
パブリック・コメントの実施	令和5年 2月27日～ 令和5年 3月24日	
第61回勝山市都市計画審議会	令和5年 3月 6日	原案について意見聴取
第19回勝山市景観審議会	令和5年 3月30日	原案の審議
市長への答申	令和5年 3月30日	
告示・縦覧	令和5年 3月31日	

○ 勝山市景観審議会委員名簿

令和3年4月1日より

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名
会 長	吉田 純一	FUT 福井城郭研究所顧問
副 会 長	三寺 潤	福井工業大学教授
委 員	船谷 佳克	福井県奥越土木事務所建築課長
委 員	北川 博正	勝山市文化財保護審議会会長
委 員	南部 謙治	福井県建築士会勝山支部
委 員	和田 耕三	勝山商工会議所会頭
委 員	山内 政司	勝山市エコミュージアム協議会
委 員	谷口 美和子	男女共同ネットワーク
委 員	藤田 季世	勝山市観光まちづくり株式会社
委 員	富士根 信子	市議会議員
委 員	久保 幸治	市議会議員

## 勝山市景観計画

---

改定 令和5年3月

編集 勝山市 建設課

〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1-1

TEL : 0779-88-8107 FAX : 0779-88-8119

E-mail : [kensetu@city.katsuyama.lg.jp](mailto:kensetu@city.katsuyama.lg.jp)